

福祉活動団体への活動運営費について

横浜市緑区社会福祉協議会では、地域福祉、障害福祉の推進のため、地域の皆様よりお預かりしたご寄付（預託金）を緑区内の当事者団体、地域福祉活動団体等へ配分しています

1 対象団体

- ① 緑区の地域福祉の推進に寄与するボランティア・NPO等市民活動団体
- ② 緑区の障害福祉の推進に寄与する障害当事者・家族団体
- ③ 緑区内の地区社会福祉協議会
- ④ 緑区社会福祉協議会会長が必要と認めたもの
→親子サークル・単位老人クラブ・趣味のサークル等、主に自助を目的とした活動団体は対象外です

2 配分対象

団体の活動にかかる運営費

3 申請及び配分の流れ

- ① 申請書及び請求書を緑区社協のホームページからダウンロード及び印刷をしてください
(ダウンロードできない場合はお問い合わせください)
- ② 申請書、請求書にご記入後、振込口座通帳の写しとともに、下記提出先へご提出ください
- ③ 緑区社会福祉協議会にて審査し、配分決定します
- ④ 配分決定のお知らせと報告書をお送りします。
- ⑤ 配分金を振り込みます（令和3年7月以降）
- ⑥ 報告書をご提出ください（令和4年4月）
→申請書提出後、必要に応じて活動内容の確認や別途書類の提出をお願いすることがあります

4 提出締切

提出締切 令和3年4月30日

5 配分金

配分金額 20,000円

→より多くの団体に配分するため、申請金額の一部を減額する場合があります

【提出先】

横浜市緑区社会福祉協議会 善意銀行担当

住所：〒226-0019 横浜市緑区中山2-1-1 ハーモニーみどり1階

電話：045-931-2478 FAX：045-934-4355